

議員派遣結果報告書

1	名 称	市町村議会議員研修 地方議員のための政策法務～政策実現のための条例制定に向けて～
2	場 所	滋賀県大津市 全国市町村国際文化研究所（JIAM）
3	期 間	令和元年8月21日（水）から23日（金）までの3日間
4	内容・成果	1日目（講義） 地方議員と政策法務 帝京大学法学部教授 井川博 法制執務の基本 新潟大学経済学部教授 宍戸邦久 演習導入 井川博 2日目（条例立案演習）グループ活動 3日目（条例発表・意見交換・講評）グループ発表 成果 地方分権により自治体による条例制定が可能になった。 機関委任事務の廃止。義務付け・枠付けの見直し。 地方分権により 1. 自治体が政策立案できるようになった。 2. 住民が透明な行政を求めるようになった。 3. 住民の対立、利害対立を公平に調整。 4. 住民参加が活発になった。 最近の議会制度改革 議員の議案提出要件の撤廃、条例により議員定数を規定できる。政務調査費の交付の法定化。議会の召集回数自由化。先決処分の要件の明確化。議員の報酬に関する規定の整備。議員定数の法定上限の撤廃。行政機関等の共同設置。通年の会期。臨時会の招集再議制度。先決処分など。 議会制度改革の背景 地方分権改革の進展により自治体の自主性、自立性が拡大した。 住民の意見を代弁、行政のチェック、政策立案機能を求められるようになった。 議会改革と政策法務 地方議会の合理化 合併による議員定数の削減、議会費の減少 議員数 63,140 人（1998 年末）→32,448 人（2018 年末） 議会費 6,23 億円（1998 年度）→4,218 億円（2017 年度） 政策立案の強化 議員提案条例の状況

		議員（等）提出による条例案の件数（1 議会、1 年当たり 1990 年代の半ば 市議会 0,8 件 町村議会 0,3 件 2010 年代 市議会 2,0 件、町村議会 1,1 件 議員（等）提案による政策的条例を有する議会の割合 提出 7,5%、可決 4,1%（2009 年） 提出 8,4%、可決 5,6%（2015 年） 議会基本条例制定済みの自治体（議会） 3 議会（2006 年）→797 議会（2017 年） 議会の政策監視機能は政策立案機能に劣らず重要。 政策法務 立法法務、解釈運用法務、争訟法務を有機的に用いて、課題 解決に導き政策を実現する取り組み。 自治体法務 自治体の一切の法的活動とこれを支える法理論。 条例制定の対象と限界 法律の範囲内で条例を制定できる（憲法 94 条） （法律に違反しない限りにおいて） 条例制定権の対象 自治体の事務に属する事項が対象。 義務を課し、権利を制限するには、法令の定めがある場合を 除き条例による。 条例による財産権の制限 条例による罰則の制定 法律と条例の関係 条例制定が可能一国の法令が規制をもうけていない分野等 条例と規則の関係 規則 長がその権限に属する事務を処理するために定立す る自主法、5 万円以下の過料 条例、規則の競合する領域、規則の専管事項、条例による 委任。 条例制定のポイント 条例制定の必要性、目的の明確化 条例で規定すべき内容の検討 条例の法的妥当性、構成の検討 法制執務 条文作成の留意点 （表現の正確さと分かりやすさ） 条例制定と議会の役割 条例の制定手続き 条例立案の基礎 国の法 憲法 国の最高法規 法律 国会が制定
--	--	--

		政令 内閣が制定 府省令 内閣府又は各省の長が制定 地方公共団体の法 条令 地方公共団体が議会の議決を経て制定 規則 地方公共団体の長や行政委員会が制定 (条令と規則の共管事項については条例が規則に優先) 条令は議会の議決を要するのに対し規則は長の決済で制定可能 法の一般原則 平等原則 合理的な根拠に基づかずに異なる取り扱いをしてはいけないといえる原則 比例原則 目的と手段が比例していなければいけないという原則 信義誠実の原則 権利の行使及び義務の履行は信義に従い誠実に行わなければならない 権利濫用の禁止の原則 民法では、権利の乱用は、これを許さない」と規定している 法令解釈の方法 文理解釈 法の規定をその文言にしたがって解釈 論理解釈 法の全体的な趣旨・目的を考えてそれに合うように解釈 類推解釈 A(規定有り)とB(規定なし)という類似の事項についてBについて、Aに関する規定と同じ結果となると解釈 反対解釈 A(規定あり)とB(規定なし)という類似の事項について、規定がないBについてはAに関する規定は適用されず、Aと反対の結果となると解釈 法令間に矛盾抵触がある場合の解釈原理 上位法・下位法 形式的効力が上位の法令は下位の法令に優先する 後法・全法 形式的効力が等しい法令相互間では「後法は前法を破る 特別法・一般法 形式的効力が等しい法令相互間では「特別法は一般法を破る」 条令立案の要領 題名 簡潔に表現できる場合には、できる限り漢字を用いる 総則的規定 目的規定 その法令が達成しようとする目的などを推測し、理解す
--	--	---

		ることができるようにすれとともに、その法令の他の条文の解釈にも役立たせようという趣旨で設けられるもの。 趣旨規定 立法目的をうたった目的規定の代わりに、その法令の規定事項の内容を第1条に設ける場合の規定。 定義規定 法令解釈上の疑義をなくすため、その法令に用いられる用語の意義を定めた規定。 略称規定 法文を簡潔にするための手段として、長い字句の略称を定めた規定。 実体的規定 方針・体制整備に関する措置。 規制的措置。 支援・誘導措置。 実効性確保のために講ずる措置。 主な法令用語 「及び」「並びに」 「又は」「若しくは」 「以前」・「前」、「以後」・「後」 「以上」・「超」「超える」、「以下」・「未満」 「遅滞なく」「直ちに」「速やかに」 「その他」（並列）・「その他の」（例示） 条令の位置づけが理解できた。また立案の要領や各規定の意味も理解できた。2日目にはグループ活動で、座長、書記、発表者、司会者を決め、「JIAM市支え合い条令」を作成し、3日目には作成した条令の発表、質問講評の流れで研修を終えた。貴重な研修会となった。
--	--	---